

平成20年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成20年3月5日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	池口公二
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	吉田盛彦	12番	井濶治

欠席議員(なし)

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	福田誠	局長補佐	嵯峨紀子
------	-----	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎譲	総務政策課長	小倉久義
総務政策課企画員	浦勝明	総務政策課企画員	藪内昭孝
総務政策課企画員	山崎一光	住民生活課長	清水一則
住民生活課企画員	和田精之	住民生活課企画員	福田稔
住民生活課企画員	廣井哲也	住民生活課企画員	平田隆文
税務課長	美濃明	税務課企画員	深見芳治

税務課企画員	池田秀明	産業建設課長	大江克明
産業建設課 企画員	堀悦明	産業建設課 企画員	脇田英男
産業建設課 企画員	宮本正明	上下水道課長	和田幸太郎
上下水道課 企画員	植本敏雄	教育委員会 生涯学習課長	福田賢
教育委員会 総務課長	吉田充伸	教育委員会 生涯学習課 企画員	木村勝彦

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 推薦第 1 号 上富田町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 5 意見書第 1 号 道路特定財源の確保に関する意見書
- 日程第 6 議案第 1 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更
に関する協議について
- 日程第 7 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 上富田町後期高齢者医療に関する条例
- 日程第 11 議案第 6 号 上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 日程第 12 議案第 7 号 上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一
部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 8 号 上富田町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正す
る条例
- 日程第 14 議案第 9 号 上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 10 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 1 6	議案第 1 1 号	平成 1 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 1 7	議案第 1 2 号	平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 1 3 号	平成 1 9 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 4 号）
日程第 1 9	議案第 1 4 号	平成 1 9 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案第 1 5 号	平成 1 9 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 1	議案第 1 6 号	平成 1 9 年度西牟婁郡公平委員会補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 1 7 号	工事請負変更契約の締結について（平成 1 9 年度 公共下水道事業 生馬下水道管（5 工区）布設工事（補助））
日程第 2 3	議案第 1 8 号	平成 2 0 年度上富田町一般会計予算
日程第 2 4	議案第 1 9 号	平成 2 0 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 2 5	議案第 2 0 号	平成 2 0 年度上富田町特別会計老人保健予算
日程第 2 6	議案第 2 1 号	平成 2 0 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 2 7	議案第 2 2 号	平成 2 0 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 2 8	議案第 2 3 号	平成 2 0 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業予算
日程第 2 9	議案第 2 4 号	平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算

開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（池口公二）

皆さん、おはようございます。

平成 2 0 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位の出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 1 2 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 2 0 年第 1 回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（池口公二）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 9 条の規定により、議長において 7 番、奥田 誠君、8 番、沖田公子君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（池口公二）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 1 9 日までの 1 5 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 5 日間に決しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（池口公二）

日程第 3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成１９年１２月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び本定例会までに提出のありました、日本政府があらためて「非核日本宣言」を行うために貴議会の協力を要請する陳情書、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情書、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充の政府への意見書の提出を求める陳情書の３件につきましては、お手元に配付していますのでよろしくお願いいたします。

また、平成１９年１２月定例会において可決されました「道路特定財源諸税の暫定税率延長による道路財源の確保を求める意見書」につきましては、１２月１９日付をもって関係機関に送付しましたのでご報告いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、明日、３月６日午後３時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（池口公二）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。本日、ここに平成２０年第１回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

さて、現在、全国では餃子に端を発して、輸入食品の安全性について疑問視されています。また２月の末には、当地方ではいったん緩んでいた寒気がぶり返し、里雪が降りました。梅の開花の時期であったことから農作物等に影響がないことを願っているところではありますが、本年も引き続き当町は、当然ながら平穏で安心・安全な生活ができるよう願っているところです。

早速ではありますが、本定例議会に上程しご審議をお願いします議案は、一部事務組合の規約の変更協議が１件、条例の一部改正が８件及び制定が１件、工事請負変更契約の締結が１件、平成１９年度一般会計及び特別会計補正予算が合わせて６件、平成２０年度一般会計及び特別会計予算が合わせて１６件の計３３件です。

なお、追加議案としては人事案件１件（固定資産評価審査委員会委員）及び平成１９

年6月13日に提出し、可決いただきました上富田町土壌改良剤製造大型共同作業場明け渡しに係る調停の件について和解をしたいので、和解についての議案を本定例会中に上程させていただきますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年の第1回定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たっての基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

本年は、上富田町制50周年の年であります。また、新法の合併特例法に基づく一定の方向性を決定しなければならない年でもあります。こうしたことから、先人の皆様のたゆまぬ努力により築き上げてこられましたことに対し、節目として11月8日に、感謝の意と今後の上富田町のますますの発展を記念して式典を挙行すべく予定しています。

また、合併につきましては、現在、庁内に上富田町第2次合併検討委員会を設置して検討しているところですが、議員各位や住民の方々のご意見も賜りながら、遅くとも第3回定例会ごろまでには方向性を決定しなければならないと考えています。

次に、平成20年度の国の地方財政対策によりますと、引き続き地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進し、地方財政計画の規模の抑制に努めることとする一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保するとされています。

こうしたことから、「地方と都市の共生」の考え方のもと、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方交付税の算定を通じて地方が取り組む地域活性化施策に必要な特別枠として「地方再生対策費」が創設されることとなっています。また、地方交付税については総額が15兆4,000億円で、前年度比1.3%の増となっています。

このような状況から、厳しい財政状況を乗り切るとともに、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、行政改革推進本部を中心に行政改革に取り組んでいくとともに、改革のもとであります、平成19年度に見直した行政改革大綱に基づき、鋭意取り組むこととしています。

さて、平成20年度の一般会計当初予算であります。編成に当たり、当然ながら、従前から打ち出しています住民生活に直接影響のない経費や庁内経費の節減を継続しています。及び歳入は1年間を見込んだ決算に近い額で、一方、歳出は歳入に見合う額とし、基本的には財政調整基金や減債基金よりの繰り入れ措置はしていません。

よって、1年間を見通しますと、大きな経費であります一部事務組合への負担金や扶助費、特別会計への繰出金等に不足額が生じてきますので、これらへの対応については、歳入の状況や歳出の時期を勘案しながら補正措置をお願いすることになります。

なお、一般会計における住民負担増については基本的にはありませんが、特別会計の

国民健康保険税について税率の改定を見込んでいます。

変則的でかつ暫定的な予算であることは重々認識しています。財政の厳しさを職員始め町民の皆様にもご理解いただき、ご協力を得たいと思っています。

なお、予算執行に当たっては、監査委員からの指摘事項等を十分に反映し、取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成20年度の一般会計当初予算の概要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額を44億2,700万円と定めています。対前年度と比較しますと1億2,000万円、率にして2.8%の増となっています。これは、朝来小学校の建築に伴うグラウンド整備と、あすなろ学童保育所の建築や社会福祉協議会への補助金の増、及び今年度より開始します特別会計後期高齢者医療への繰出金等によるものです。

性質別内訳は、人件費で8億8,754万1,000円で構成比は20.0%、対前年度比で0.1%の減。物件費で5億7,171万5,000円、構成比12.9%、対前年度比で3.3%の増。補助費等で6億5,358万9,000円、構成比14.8%、対前年度比で0.9%の増。扶助費で4億5,233万2,000円、構成比10.2%、対前年度比で3.1%の増。公債費で7億7,235万9,000円、構成比17.5%、対前年度比で4.9%の減。繰出金で6億3,321万1,000円、構成比14.3%、対前年度比で17.9%の増です。その他で1,354万5,000円、構成比0.3%であります。また、投資的経費では4億4,270万8,000円、構成比は10.0%、前年度比で7.5%の増となっています。

続きまして、本年度の主な内容としましては、平成19年度に引き続き、さわやか上富田協働推進事業補助金1,000万円や、災害に備えての自主防災組織育成事業補助金100万円、及び紀州3人っこ施策事業費補助金、妊産婦健康診査費補助金など、経常的経費とともに、既存の施策を継承すべく所要額を措置するとともに、道路特定財源のあり方について、現在、国会で議論されていますが、市ノ瀬橋の改良について本年度中の完成を目指します。また、高速道路の推進にも予算措置をしています。

なお、新規事業等としましては、総務費で平成19年度に策定しました新エネルギービジョンに基づく推進費としてソーラー街路灯の設置費等200万円、また、男女共同参画社会の推進を図るため新たに「目」を設け、予算措置をしています。

民生費では、社会福祉協議会が民間施設を借り受け介護サービス事業の充実を行なうため、地域福祉基金を活用しての補助金として2,500万円や、子育て支援軽減施策事業費補助として30万円、本年度より開始します特別会計後期高齢者医療へ繰出金として8,323万6,000円を、商工費では、2月より操業を開始していますNTNの企業誘致に伴い用地取得奨励金として2,675万円を措置しています。

また教育費では、将来の上富田町を担う子供達の教育に力を注ぐため、さわやか上富田まちづくり寄付金等による図書の実質や、岩田小学校に非常勤講師を配置することとしています。また、不登校児童の対策として、適応指導教室の運営費450万円、町交際費を減額し、スポーツ等を通じての地域交流を図るため補助金として50万円等を措置しています。また、施設整備として生馬小学校の耐震診断と農業集落排水施設への接続費を予定しています。

なお、衛生費に紀南環境整備運営費補助金として180万9,000円を計上していますが、処理場の候補地の選定など公社の今後の推移を見ながら予算執行に努めますので、ご了承をお願いいたします。

一方、歳入予算では、本年度も、冒頭でも申し上げましたが砂利会計からの繰入金や財政調整基金、減債基金からの繰入金を見込まず、町税ほか決算を見込んだ歳入額を措置することにより充当しています。

内訳は、町税については、個人住民税に住宅ローン控除制度が設けられたことから2,000万円の減額を見込み、総額で14億5,303万円、対前年度比で1,212万円の減としていますが、この制度に対し減収補填特例交付金が創設されましたので、前年度とほぼ同額の確保ができるものと考えています。

地方交付税については14億3,000万円、対前年度比で5,000万円、率にして3.6%の増を見込んでいます。これは、本年度、「地方と都市の共生」の考え方のもと、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な経費として、「地方再生対策費」として基準財政需要額に算入されることによるものです。及び町債では臨時財政対策債1億8,000万円を含め3億5,780万円、国庫補助金で5億8,777万1,000円、その他で5億9,839万9,000円を見込んでいます。

財源区分的には、自主財源で17億592万9,000円、構成比38.5%、依存財源で27億2,107万1,000円、構成比61.5%となります。

以上が一般会計当初予算案の主な内容です。

続きまして、議案日程に従いまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更に関する協議についてであります。この協議は、当組合に御坊市日高川町中学校組合を加えるため協議するものです。

次に、議案第2号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。地方公務員の育児休業に関する法律が改正されたことに伴い所要の改正をするもので、主な改正は、再度の育児休業をすることのできる特殊な事情の追加、職場復帰後の給料の調整に係る改正等です。

議案第 3 号は、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。スポーツセンターの一部の芝生化と球技場の事務棟の建設に伴う使用料の改正と設定及び市ノ瀬若もの広場について、使用形態にあった使用料に改正するものです。

議案第 4 号は、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）であります。住民基本台帳カードの交付手数料 5 0 0 円について、本年の 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの 3 年間について無料とし、普及促進に努めるため改正するものです。なお、改正に伴う減額分については、交付税で補填されることとなっています。

議案第 5 号は、上富田町後期高齢者医療に関する条例（案）であります。平成 1 9 年 1 1 月に制定された和歌山県後期高齢者医療に関する条例を受けて、上富田町が担う事務や保険料徴収に関する事項について定めるものです。

次に、議案第 6 号の上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）から、議案第 9 号までの上富田町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）につきましては、後期高齢者医療制度が本年の 4 月 1 日より開始されることに伴い、各条例中の「医療保険各法」に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、各条項中の老人保健法を削除する等の改正です。

議案第 1 0 号は、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）であります。葬祭費について、和歌山県後期高齢者広域連合の条例で 3 万円とされたことから、統一を図るため 2 万 5 , 0 0 0 円から 3 万円に改正するものです。及び保健事業について、本年度より国民健康保険法によるメタボリックシンドローム検査と保健指導などの特定健康診査等が追加されたことに伴い条項を整理改正するものです。

次に、議案第 1 1 号は平成 1 9 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）であります。今回、既定額から 1 , 3 2 6 万 3 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総額を 5 2 億 9 , 5 8 3 万 7 , 0 0 0 円と定めています。

補正予算の概要は、特別会計介護保険と国民健康保険への繰出金や知的障害者施設介護給付費及び広域入所保育運営委託料の追加等、また、現時点で見込み得る範囲での決算を見込んだ各経費の見直しによるものです。財源については、国・県補助金等と財政調整基金より 3 , 3 6 0 万円を繰り入れし、措置しています。

なお、田辺市の木下義夫氏から 2 0 万円、大阪市の方でございますけど、濱田龍二氏から 5 0 万円の寄付がありましたので、中学校費の図書購入費、障害者スポーツ用具及び介護予防のための心拍測定器の購入に充当しています。この場をおかりしまして、両名に厚く御礼を申し上げます。

次に、議案第 1 2 号の平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算

(第2号)につきましては、今回、繰り上げ償還がありましたので、国費償還金を51万円を措置するものです。

議案第13号の平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)につきましては、後期高齢者制度の開始に伴い、65歳から74歳までの前期高齢者の低所得者に対する軽減措置に関するシステムなどを改修するための経費として97万7,000円の追加補正をするものです。

議案第14号の平成19年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第2号)につきましては、高齢者医療制度の開始に伴う介護システムの改修費及び介護サービス給付費がほぼ確定しましたので、追加補正するものです。

議案第15号の平成19年度上富田町水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、職員給の調整による5万4,000円の追加補正です。

議案第16号の平成19年度西牟婁郡公平委員会補正予算(第1号)につきましては、不利益処分審査にかかる委員の費用弁償6万4,000円の追加補正です。

議案第17号は、平成19年度公共下水道事業生馬下水道管(5工区)布設工事(補助)の工事請負変更契約の締結についてであります。変更契約の主な内容は、今回、管径200ミリ硬質塩化ビニール管65メートルの布設及びマンホールポンプ式の追加工事をするため956万6,550円を増額するものです。

次に、議案第19号は、平成20年度特別会計国民健康保険事業予算です。歳入歳出予算総額をそれぞれ18億3,195万1,000円と定めています。前年度と比較しますと1億9,306万7,000円の増額となります。

本年度の主な内容は、75歳以上の方の後期高齢者医療制度の開始に伴い、後期高齢者支援金として2億1,915万円が必要となることから、法に基づき支援金を課税することになり、課税限度額は、医療給付費分47万円、後期高齢者支援金分で12万円の合計59万円で、現行より3万円の増額となります。なお、介護納付金分については9万円で据え置きとなります。

また、現行の国保税は平成15年度に改定したもので、昨今の医療費の動向等を見ますと、一般会計及び基金からの繰入金等を見込んでも、なお不足額が生じることから、約10%の引き上げを見込んでいますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。また、議案第10号で説明しました特定健康診査等事業費として872万1,000円を措置しています。

次に、議案第20号の平成20年度上富田町特別会計老人保健予算につきましては、歳入歳出予算総額を9,063万4,000円と定めています。本年度より後期高齢者医療制度の創設に伴い移行しますので、平成20年3月分のみの医療費を見込んでいま

す。なお、この会計は、医療費の過誤納請求や高額分の払い戻しの時効が2年あることから、平成22年度まで残ることになります。

議案第21号の平成20年度上富田町後期高齢者医療予算につきましては、本年度新たに創設するものであり、歳入歳出予算総額を1億4,023万8,000円と定めています。予算の概要は後期高齢者医療広域連合への納付金が主なもので、財源は後期高齢者保険料と一般会計からの繰入金等です。

次に、議案第22号の平成20年度上富田町特別会計介護保険予算から議案第33号の平成20年度西牟婁郡公平委員会予算までについては、一般会計予算編成方針等に基づき編成していますので、担当課長、企画員から概要を説明させますので、ご了承ください。

以上が本定例会に上程いたします議案の概要であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、本年度の職員体制について、3名の新規職員の採用を予定していますが、3名の管理職の退職があります。また、高速道路の推進に当たり3名の職員を出向させるとともに、県職員との1名の職員交流、及び10月には和歌山県地方税回収機構へ1名、平成21年度には後期高齢者広域連合へ1名の出向を予定しています。

こうしたことから、公募により、建築士の資格などを有し、民間での経験がある職員3名を任期つきで採用することとして、今後の事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める体制としていますことを報告させていただきます。

日程第4 推薦第1号

○議長（池口公二）

日程第4 推薦第1号、上富田町農業委員会委員の推薦についての件を議題とします。

今回、農業委員会委員の任期満了により3名の方を議会推薦することになりますが、このうち議会議員の推薦については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となります。木本眞次君を除斥したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、木本眞次君を除斥することに決しました。木本眞次君の除斥を求めます。

（木本議員 退席）

○議長（池口公二）

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会議務局長（福田 誠）

朗読いたします。

推薦第1号、上富田町農業委員会委員の推薦について、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員に下記の者を推薦する。
記。

推薦人数（学識経験を有する者）3人。

氏名、住所、生年月日については次のとおりです。

田中 徹、上富田町下鮎川141番地、昭和18年12月14日。

山本晴大、上富田町朝来1102番地の2、昭和30年7月23日。

木本眞次、上富田町生馬1709番地の2、昭和21年6月22日。

平成20年3月5日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（池口公二）

ただいま事務局より朗読したとおりです。

お諮りします。

ただいま議題となっています上富田町農業委員会委員に田中 徹君、山本晴大君、木本眞次君を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま発表しました3名の方を上富田町農業委員会委員に推薦することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前9時58分

（木本議員 着席）

再開 午前9時59分

○議長（池口公二）

再開いたします。

上富田町農業委員会委員の推薦については、ただいまお手元に配付していますとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

日程第 5 意見書第 1 号

○議長（池口公二）

日程第 5 意見書第 1 号、道路特定財源の確保に関する意見書の件を議題とします。
事務局より朗読させます。
事務局長。

○議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。
意見書第 1 号、平成 20 年 3 月 5 日、上富田町議会議長池口公二殿。
提出者、上富田町議会産業民生常任委員会委員長木本眞次。
道路特定財源の確保に関する意見書（案）。
上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。
以上です。

○議長（池口公二）

提案理由の説明を求めます。
10 番、木本眞次君。

○10 番（木本眞次）

道路特定財源の確保に関する意見書（案）を朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

道路は、社会資本生活や活力ある経済・社会活動を支えるもっとも基礎的な利便、安心・安全な施設であり、地域の活性化にとって必要不可欠である。

現在、地方においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や救急医療など住民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行われなければならない、その費用も年々増大している。

こうしたなか、現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約 9 千億円の税收等の減が生じ、更に地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、1 兆 6 千億円規模の大幅な減収が生じ、地方の道路財源が深刻な事態に陥るばかりか、危機的状況にある地方財政運営に深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては、現行の道路特定財源の暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ちょっと提案理由の説明をもう少し細かく言いますと、12月の定例会にも意見書を出させていただいておりますけれども、今、第169回通常国会が召集され、その中で、道路財源であるガソリン税等の暫定税率が大きな政治の争点となっております。我々町村は、地方の道路整備を困難にし、地方財政を一層の危機に陥れる暫定税率の廃止に強く反対し、その維持を求めるものであります。

現在、町村においては、高速道路など主要な幹線道路のネットワークの形成を始め、防災対策、通学路の整備などの安全対策、さらには緊急医療などの住民生活に密接に関わる道路の整備を鋭意行っているところでありますけれども、こうした道路整備のために使われる道路特定財源は、住民生活の利便性、安全性、安心、そして地域の活性化にとって不可欠なものとなっております。現に、住民要望の最も多いのは道路であります。

よって、多くの地方自治体では、道路の新設はおろか、着工中の整備も継続できないばかりか、最低限の維持補修さえできなくなるなど、町村の道路整備は深刻な事態に陥ることになっております。

現在の危機的な町村財政においては、こうした住民生活に直結する財源について減税の余地は到底ないものであります。そういう意味合いにおいてこの意見書を出すものでありますが、県の町村議長会においても全会一致で採択されておりますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（池口公二）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井潤 治君。

○12番（井潤 治）

3つの点でお尋ねしたいと思います。

第1点でありますけれども、この道路特定財源の、特に暫定税率のことについて、世論の状況をどういうふうに把握されておりますか。これが1点です。

次に、地方財政危機云々と触れておりますけれども、地方財政危機というのは道路特定財源がなくて、あるいはそれが不足したりして起きた問題ではないと思うのですが、その点の見解をお伺いしたいと思います。

それから3つ目には、中期計画、つまり今後10年間、59兆円という中期計画そのものを提案者はお読みになったかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（池口公二）

10番、木本君。

○10番（木本眞次）

3点ほどご質問をいただきました。

まず、世論のことについてですけども、中央の方ではいろいろと議論されておりますけども、地方、つまり過疎の方ですね、過疎の方では、やはり道路については整備してほしいというご意見の方が多いと思います。

議員さんも地方の議員でおられますので、その点よくご理解いただけたらと思うんですけども、その点、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、地方財政のことについてでございますけども、議員もご存じのように、我が町においても大変財政的に苦しいと思います。そういう中で、やはり国からのそういう特定財源をいただかなければ、やはり我々、田舎の道も整備できないという状況になると思いますので、この辺も、財政的に苦しいから特定財源を維持していただきたいという考え方でございます。

それと3番目に、中期的、10年間、自民党の方では、今、考えておるところでございますけれども、中身についてはまだ議論されておるので最終的なことはわかりませんが、私自身もやはり10年間は最低でもこういう特定財源を堅持していただくということが望ましいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（池口公二）

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（池口公二）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤 治君。

○12番（井潤 治）

道路特定財源の確保に関する意見書について反対をいたします。

私は、道路をつくっては悪い、あるいは道路を改良してはいけない、こういう立場で物を考えているわけではありません。この道路特定財源そのものの持っている矛盾とかそういうものについて反対するわけでありまして、まず、私、提案者に質問いたしました。世論の状況はどうかといったら、世論の状況については具体的な話はありませんでした。道路は必要やということは、それはもちろんわかっていることなわけです。

れども、例えば世論調査というのがあるのですね。

3月4日の朝日新聞の、59%の人が一般財源化をせよということを言っているわけですね。そして、それが去年の12月1日から2月3日、そして今回と、大体5%ずつ賛成が増えていると。それで、反対が減ってきているわけですね。こういう状況にあります。

それから、地方財政の危機の問題で言いますと、確かに特定財源の3つですね、我が町においては3つ、これは町長さんが5,100万円削られると。5,170万になるんでしょうか、財政課に聞きますと削られると。それは確かに削られるのです。しかし、これは税です。だから、増えたり減ったりするようになっています。そして、これは地方交付税の基準財政収入額に算入されることになっています。だから、そういう意味では、今言ったような提案者の話はこれに当たらない。

次に3つ目には、中期計画を読まれたかと言って、私は議論されているかどうかよりも、中期計画そのものがね、ここにあるんです。こういうのを読まれましたかということのを問うて聞いているのです。読んだという話は、今の話の中では返ってきませんでした。

で、私は、まず第1に、暫定税率はやっぱり廃止すべきだという立場で議論をしたいと思うのです。

まずガソリン税で、これは2つの税金を上乗せして、揮発油税と地方道路税の2つを乗せて25円10銭、25.1円、つまりこれを上乗せしているわけですね。で、それが仮に今、5%税金が入っていますから26円35銭になるのですね。

で、さらに、これはちょっとあらかじめの議論になるのですが、仮に選挙があって、今の政権が維持されていくということになれば、消費税は恐らく8%、あるいは財界は12%というのを要求してきています。

そういう中で、もし8%になったら、これが27円10銭になるのですね。それで、これは全体道路税として、ほんなら1リットル当たりどれだけ納めているかと言ったら、今、5%で、56円49銭なのです。で、8%にもしなったら1リットル当たり58円10銭というのを我々は税金として取られるということになるわけですね。

ですから、この問題でいきますと、やっぱりこれは廃止してほしいというのが、私が町民に会って聞いた中では10人のうち7人はそうでした。廃止してほしいと。暫定税率だけ廃止してほしいと。道路税そのものは、これは触れていないのですよ、誰も。暫定税率を上へ乗せているためにそういうことが起こってきているわけですからね。

それから、この道路特定財源の1つのくくりにしていますけれども、これは一般財源化してほしいということを、これも世論が大きくなってきております。

そして、道路特定財源の中でなぜこんなに世論が変化してきたのか。最初はむしろ残せということの方が、あるいは一般財源化しないで道路に限れという議論の方が大きかったと思います。

しかし、だんだんと国会論戦が進むに当たって、論点がはっきりしてきたわけですね。例えば、バブル期に計画された1万4,000キロの高速道路建設に加えて、約7,000キロの大型道路や東京湾道路など6つの横断道路ですね。紀州では紀淡道路ですか、そういう対象として候補地にこういうふうになっていますということです。

それから、大型道路は全部で2万1,000キロなのですけれども、これを全部つくるつもりかという質問に対して、国会論戦の中では大変要望が強いと、これは冬柴国交大臣が言っています。

それから、住民が切実に求める通学路整備やバリアフリー化、防災対策と合わせても、これは予算、この中期計画を見ても1割です。

それから、こうして一般財源化の問題も含めて、一般財源の中では、例えば道路特定財源のうち実際に一般財源に回る税収割合というのはわずか1,900億円で、わずか6%だと。実際、特定財源のうち余った部分を一般財源化するというのは6%ぐらいだと。その税収も、信号機の設置や道路関係費にしか充てられない。

それから3つ目には、一般財源化に回される税収相当額は、翌年度の道路整備費に繰り越されるという仕組みになっていると。

こういう質問があって、そのとおりだと、額賀財政大臣はそういうふうに答弁しております。

また、こうした中で中期計画そのものがやっぱりおかしいのではないかということに対して、やっぱりこの見直し、検討することをしなきゃいけないということも、冬柴国交相は国会で答弁しております。

こういう中で、要するに我々の生活にかかわるところでどういうところにお金を使うかと言いますと、これは、59兆円のうち4割の24兆円というのが国際競争力の強化の確保という名目で使われると。大型道路に使われてしまうと。

そして、さっき言いましたように、59兆円のうち約1割しか通学路の整備や、通学路の整備で4%です。防災とかで12.5%、バリアフリーで2.3%しか使われないということですね。で、特定財源になった場合には、それは繰り越されていって、なかなかそこへ実際は使われないということがはっきりしてきております。

ですから、これはやっぱり一般財源化して、むしろ直轄的な道路の方の予算を、必要な道路を地方から要求に応じてつくっていくという直轄方式、つまり一般財源化して、その中から道路財源の方へ回す、本則分を回していくという、そういうことが必要じゃ

ないか。で、その枠を取り払うべきだというように思います。

で、この中期計画の中で、和歌山県はどうなっているのだと。提案者は恐らく読まれているのか見ているのか知りませんが、ここに図が出ているのです、こんなに。それを見ていきますと、高速道路というのがほんまに紀伊半島を1周するのかということは、この中では明確になっていないですよ。なっていませんよ。はっきりしているのは、紀淡の橋ですね。橋がかかるといふ6つの橋の中の1つの中に入っているというような状況ですね。

ですから、道路に使う、使うと言うけれども、あるいは受益者負担という観点で言いますけれども、もう既に車に乗っている人たちは、大体85%から90%です。ですから、これはやっぱり一般財源化してお金を使っていかなきゃならない。

そして、ましてこれだけ厳しい生活環境、今の物価高を含めて起こしている問題から考えたら、この特定財源の上乗せしているものについては、やっぱり廃止をするということは、一番住民の暮らしを今、支えていくものになると、私はそう思います。

私は地方議員として町民の立場に立ったら、この特定財源を残して道路に使えと言っているけれども、本当に道路になるのか、大きな道路ばかりがつくられて、地方の道路には回ってこないよということが言えるのじゃないかというふうに思います。

それから、臨時交付金の問題ですけれども、これとてその枠を外して、そして一般財源化すれば、そういうものについては事は改めてみんなで考えたらいいことです。国会で考えたらいいことです。

ですから、私はそういう観点で、この意見書には反対をいたします。

○議長（池口公二）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番、奥田君。

○7番（奥田 誠）

道路特定財源の確保に関する意見書に賛成をいたします。

やはり、この道路特定財源については、ガソリン代が25円安くなるということは言われておりますが、都会の方ではやはり道路整備が進んでいますが、こちらの地方においてはまだまだ今後、道路の整備が必要なことでもありますし、また、通学路の問題や住民生活に必要な道路が今後、大きな問題となってきますので、私はこの意見書に賛成をいたします。

○議長（池口公二）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（池口公二）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（池口公二）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第１号、道路特定財源の確保に関する意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（池口公二）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第６ 議案第１号～日程第３８ 議案第３３号

○議長（池口公二）

この際、日程第６ 議案第１号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更に関する協議についての件から、日程第３８ 議案第３３号、平成２０年度西牟婁郡公平委員会予算の件まで３３件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、山崎君。

○総務政策課企画員（山崎一光）

議案第１号につきましてご説明申し上げます。

議案第１号、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の変更に関する協議について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、平成２０年４月１日から御坊市日高川町中学校組合の事務の追加等をするため、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約（昭和４４年規約第１号）を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

平成２０年３月５日提出、上富田町長小出隆道。

和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約（案）でございます。

和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約（昭和４４年規約第１号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項及び第3項中「知識経験」を「識見」に改める。

別表第2第3条第2号に関する事務中「串本町」の次に「(一部事務組合)御坊市日高川町中学校組合」を加える。

以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を別紙のように改正する。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例(案)についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員の育児休業に関する法律が平成19年8月に改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容につきましては、参考資料をごらんいただきます方がわかりやすいかと思いますので、よろしくお願い致します。

まず、第3条関係では、育児休業をしている職員が疾病、身体上及び精神上的の障害により育児休業の承認が取り消された後、その状態が回復した場合には、再度の育児休業の承認ができることを追加したこと。

また、第6条を第8条に改め、育児休業をした職員の職務復帰後の給料の調整について、これまでは育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなしていたものを100分の100以下の換算率で給料の調整ができるというふうに改正したこと。

それから第9条関係では、育児短時間勤務をすることができない職員について規定したこと。

第10条では、育児短時間勤務の承認が終了した日の翌日から1年を経過していない場合における育児短時間勤務をできる特別の事情について追加を加えたこと。

第11条関係では、育児短時間勤務制度の導入及びこれに伴う短時間勤務形態について、1週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間に2分の1から8分の5を乗じて得た時間の範囲内にできる規定を追加したこと。

第12条では育児短時間勤務の承認または期間延長の請求手続、第13条では承認の取り消し、第16条では給与条例の規定の適用等をそれぞれ追加しております。また、20条関係では部分休業の承認に関する要件を緩和すること等の改正でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（池口公二）

教育委員会生涯学習課長、福田君。

○教育委員会生涯学習課長（福田 賢）

それでは、議案第３号についてご説明申し上げます。

議案第３号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成２０年３月５日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお開きください。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）であります。

上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正。

第１条、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正することとあります。

第８条関係の別表であります。今回の使用料の条例改正であります。この改正につきましては、平成１９年度においてスポーツセンターの改修についてご承認をいただき、順次、改修を進めてまいりました。現在、屋内イベント広場では人工芝となり、供用開始をし、毎晩使用されている状況であります。また、球技場の天然芝の張り替え、事務棟の建築及び多目的グラウンドのＢコート天然芝につきましては、今月中の完成を目指し、施工中であります。

それで、今回の料金改定は、形状の変更及び一部時間帯の変更に伴うものでありまして、従来より同じ形態の施設の料金を値上げするものではありません。

それでは、別添の参考資料に基づいてご説明を申し上げますので、お開きください。

まず、多目的グラウンドであります。従来の土のコートＡコートと、今回の天然芝を張りますＢコートに区分をいたしまして、土のコートのＡコートにつきましては従来どおりの料金で、また天然芝のＢコートについては、この表の下段でございますが、天然芝のＢコートは球技場、現在あります球技場や野球場の使用料と同額に改定をさせていただくものであります。

また、次のページですが、附帯設備の事務棟及び芝生用テントの項目を追加しております。新旧対照表で右が旧、左が新であります。右が従来のコート、左が、上が土コート、天然芝コートと分けておりますので、ご参照ください。

次に、屋内イベント広場でございます。

屋内イベント広場ですが、これは土のコートから人工芝のコートに形状を変更したことに伴い、１時間当たりの使用料を現在の野球場や球技場の芝コートと同額の１，

0 5 0 円と改正をお願いしております。

なお、照明料につきましては、現状のままで変更はしておりません。

次に、スポーツセンターの球技場ですが、形状につきましては従来と変更をしておりませんので、使用料の変更については行っておりません。附帯設備でラインマーカーという記載がありますが、現在は使用しておりませんので、この項目を削除するとともに、左側の新に、見ていただければわかりますように、現在建設中の球技場の事務棟と管理棟の使用料の項目を追加させていただいております。

なお、料金については、野球場及び多目的グラウンドの管理棟の従来の使用料と変更はございません。同額の規定をしております。

次のページであります。

次に若もの広場ですが、若もの広場の照明料について、1 回当たりとしていましたが、利用状況から見て1 時間当たりに変更をお願いしたいと。これは、以前はソフトボールが同時に2 面使用できるというような対策をしていましたが、現在は主がサッカー、また少年野球等でありまして、別々の団体が同時に使用するということとはございません。そういう関係から、利便性から1 面扱いといたしたいと考えております。

以上です。

なお、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとなっておりますので、よろしくお願いします。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（池口公二）

1 0 時 4 5 分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 0 時 3 0 分

再開 午前 1 0 時 4 5 分

○議長（池口公二）

再開いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、清水君。

○住民生活課長（清水一則）

よろしくお願いいたします。

私の方からは、議案第 4 号から議案第 1 0 号までご説明申し上げます。

議案第４号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町手数料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

平成２０年３月５日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

第１条、上富田町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次のページの参考資料でご説明させていただきます。

附則に経過措置を加えております。

内容につきましては、平成２０年度から２２年度の３年間におきまして、住民基本台帳カード交付手数料、現行５００円を無料化しまして、カードの普及促進を図るものでございます。財政措置としまして、国から３年間、無料化分の特別交付税で措置されます。

この条例は、平成２０年４月１日から施行するものでございます。

なお、上富田町のカードの発行枚数は、現在１４１枚でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案第５号、上富田町後期高齢者医療に関する条例。

上富田町後期高齢者医療に関する条例を別紙のように制定する。

平成２０年３月５日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

今回、後期高齢者医療制度が４月１日から施行されるに伴いまして、県の広域連合で、平成１９年１１月２０日に制定されました後期高齢者医療に関する条例を受けて、上富田町が担う事務や保険料徴収に関する事項について定めるものでございます。

上富田町後期高齢者医療に関する条例（案）につきましては、第１条では高齢者の医療の確保に関する法律及び和歌山県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、上富田町が行う後期高齢者医療の事務について、この条例で定めるものでございます。

第２条では、上富田町において行う事務としまして、高齢者の医療の確保に関する施行令、施行規則に定める事務のほか、保険料額の通知、葬祭費の支給に係る申請書等の事務、保険料の徴収猶予及び保険料の減免に係る申請書等の事務を定めております。

第３条で、保険料を徴収すべき被保険者は、上富田町に住所を有する者及び県外施設に入所されている住所特例者を対象としております。

第４条で、普通徴収に係る保険料の納期を定めております。納期は、介護保険、国民健康保険の納期と同一としております。

第7条から第9条につきましては、罰則について定めております。

附則の第2条で、平成20年度における被扶養者であった被保険者は、半年間、保険料が免除されることとなります。残り半年間、9割軽減された保険料の普通徴収の方法によって徴収する納期を定めております。

附則の第1条では、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号、上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町乳幼児医療の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条、上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページの参考資料でご説明させていただきます。

平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象にしました後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして、医療保険各法に高齢者の医療の確保に関する法律を加えるものでございます。これは、乳幼児医療費について、保護者が後期高齢者医療の被保険者に該当する場合が考えられるため追加するものでございます。

また、第6条の字句の変更等につきましては、和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱の一部改正に伴い改正するものでございます。

この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第7号、上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条、上富田町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましても、参考資料でご説明させていただきます。

後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして、医療保険各法に高齢者の医療の確保に関する法律を加えるものでございます。これは、ひとり親家庭医療費について、

配偶者のない男子または女子が後期高齢者医療の被保険者に該当する場合があるため追加するものでございます。

また、第 6 条の字句の変更等につきましては、和歌山県ひとり親家庭医療費県費補助金交付要綱の一部改正に伴い改正するものでございます。

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 8 号、上富田町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町老人医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 20 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第 1 条、上富田町老人医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましても、参考資料でご説明させていただきます。

これにつきましても、後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして、医療保険各法に高齢者の医療の確保に関する法律を追加するとともに、この追加により老人保健法の表現等の関連する字句の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 9 号、上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成 20 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第 1 条、上富田町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

これにつきましては、前号議案第 8 号と同様、後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして高齢者の医療の確保に関する法律が追加されることにより、老人保健法等の表現の削除及び字句の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 10 号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成 20 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条、上富田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、4 月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴いまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の第 2 条の葬祭費で 3 万円と定められましたので、当町の国民健康保険条例の第 7 条の葬祭費を 2 万 5,000 円から 3 万円と同額に改正するものでございます。

第 9 条の改正につきましては、4 月から特定健診、特定保健指導が行われることの費用負担について、国、県は、要する費用のうち政令で定めるものの 3 分の 1 に相当する額をそれぞれ負担すると国民健康保険法第 72 条の 5 として新たに規定されたので、改正するものでございます。

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池口公二）

総務政策課企画員、浦君。

○総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしくお願いします。

議案第 11 号について説明させていただきます。

平成 19 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 19 年度上富田町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,326 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 9,583 万 7,000 円とする。

債務負担行為の補正。

第 2 条、債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 20 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、分担金及び負担金は、既定額に今回30万円を追加し、8,172万9,000円と定めています。

以降につきましては、補正額のみ説明させていただきます。

国庫支出金は既定額から今回2,950万7,000円を減額、県支出金は既定額に今回387万8,000円を追加、寄付金は既定額に今回45万円を追加、繰入金は既定額に今回3,360万円を追加、諸収入は既定額から今回68万4,000円を減額、町債は既定額から今回2,130万円を減額。

歳入合計では、既定額から今回1,326万3,000円を減額し、52億9,583万7,000円と定めています。

次の4ページをお願いします。

歳出につきましては、総務費は既定額に今回473万5,000円を追加し、6億762万8,000円と定めています。

以降につきましては、補正額のみ説明とさせていただきます。

民生費は、既定額に今回2,847万3,000円を追加、衛生費は既定額に今回558万6,000円を追加、土木費は既定額に今回21万2,000円を追加、消防費は既定額に今回54万1,000円を追加、教育費は既定額に今回273万3,000円を追加、災害復旧費は既定額から今回5,554万3,000円を減額。

歳出合計では、既定額から今回1,326万3,000円を減額し、52億9,583万7,000円と定めています。

次の6ページをお願いします。

「第2表 債務負担行為補正」です。

変更で、町道王子谷線ほかの現年発生公共土木施設災害復旧事業につきまして、平成19年度から平成20年度までの限度額4億1,000万円を5,000万円に変更するものでございます。

次の「第3表 地方債補正」は、変更で現年発生公共土木施設災害復旧事業につきまして、限度額を2,130万減額し、3,150万円としています。

次の8ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。この8ページから11ページにつきましては、お目通しをお願いします。

それでは、各内訳につきまして歳出の方から説明させていただきますので、15ページをお願いします。

歳出につきまして、総務費の一般管理費では432万円の追加、主なものとしまして

は、町交際費について２５万円を減額し、１００万円としています。

また、使用料及び賃借料は、４月より和歌山県との人事交流に伴う派遣職員の住宅借り上げ料として４１万５，０００円を措置しています。

財産管理費では１１万５，０００円の追加、交通安全対策費では３９万８，０００円の追加、主なものとしましては、くちくまのコミュニティバス運行経費補助金３０万円を追加してございます。

企画費では６２万２，０００円の減額。

次のページをお願いします。

主なものとして、地域新エネルギービジョン策定等業務委託料の確定に伴いまして４１万５，０００円の減額措置をしてございます。

次に、選挙費の選挙管理委員会費では１１万６，０００円の追加、参議院議員通常選挙費では４１万７，０００円の追加、これにつきましては、選挙経費が確定したためのものです。

次に、指定統計調査費では９，０００円の減額です。

民生費の社会福祉総務費では、特別会計介護保険への繰出金７５１万８，０００円の追加です。

障害福祉費では９９６万２，０００円の追加、主なものとしましては、扶助費で知的障害者施設介護給付費９５０万円の追加等でございます。

社会・児童福祉医療費では４９７万７，０００円の追加、これにつきましては、後期高齢者医療システム開発業務委託料及び特別会計国民健康保険への繰出金の追加等でございます。

次に、大谷総合センター運営費では９万３，０００円の追加です。

次のページをお願いします。

次に、民生費の保育所運営費では５９２万３，０００円の追加です。これにつきましては、広域入所保育運営委託料５８１万３，０００円の追加等でございます。

衛生費の保健衛生総務費では１１４万円の追加、これにつきましては、公立紀南病院組合の負担金が確定しましたので、追加措置をしてございます。

次に、清掃総務費では合併処理浄化槽補助金４４４万６，０００円の追加でございます。

次に、土木費の土木総務費では１０万円の追加、河川総務費では河川協会負担金１１万２，０００円の追加をしてございます。

消防費の非常備消防費では消防車両の車検費用を５４万１，０００円追加してございます。

次に、教育費の事務局費では、スポーツ等を通じての地域交流を図るため、地域交流事業補助金 30 万円を措置してございます。

次に、小学校費の学校管理費では、生馬小学校の特別支援学級新設に伴う一般備品購入費 50 万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

中学校費の学校管理費では、大阪の濱田龍二氏、田辺の木下義夫氏よりそれぞれご寄付がございましたので、生徒用図書購入費 30 万円を措置してございます。

次に、児童館運営費では、あっそ児童館の指導員賃金の追加をしてございます。

体育施設管理費では 125 万円の追加です。

なお、大阪の濱田龍二氏から障害者スポーツ教室の用具の購入費のご寄付もありましたので、消耗品費に措置してございます。

次に、災害復旧費の現年発生公共土木施設災害復旧費では、工事請負費等について 5,712 万 5,000 円の減額としてございます。

次に、災害復旧費の岩田地内地すべり対策費では 158 万 2,000 円の追加でございます。これは、現在、県が復旧工事を施工しています隣接の法面保護によります岩田地区法面防災工事請負費 148 万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

給与費明細書です。今回の補正に係る時間外勤務手当の減額です。お目通しをお願いします。

次に、歳入を説明させていただきますので、12 ページをお願いします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源としまして、分担金及び負担金の災害復旧費負担金は、岩田地区法面防災工事負担金として 30 万円です。

次に、国庫支出金の民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金 475 万円の追加です。

国庫補助金では、隣保館運営費補助金ほかで 3,467 万 4,000 円の減額等でございます。

次に、総務費委託金では、参議院議員通常選挙委託金 41 万 7,000 円の追加です。

県支出金の民生費県負担金では、障害者自立支援給付費負担金 237 万 5,000 円の追加です。

県補助金では、合併処理浄化槽設置費補助金 91 万 2,000 円等で 151 万 2,000 円の追加でございます。

総務費委託金では、指定統計調査委託金 9,000 円の減額としてございます。

次に、教育費寄付金では 45 万円の追加です。これは、大阪の濱田龍二氏、田辺市の

木下義夫氏からのご寄付のものでありまして、上富田中学校用備品購入費寄付金として 30 万、障害者スポーツ用具購入費寄付金として 15 万をそれぞれ中学校管理費及び体育施設管理費へ充当してございます。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で 3,360 万円を追加し、今回の補正による一般財源を補填しております。

なお、今回の繰り入れによりまして、残額は 3,318 万円になる予定です。

次に、諸収入の雑入では 68 万 4,000 円の減額です。

次のページをお願いします。

地域新エネルギービジョン策定事業費補助金 70 万円の減額です。

町債では、現年発生公共土木施設災害復旧事業債 2,130 万円の減額です。

以上が今回の補正内容でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（池口公二）

総務政策課企画員、薮内君。

○総務政策課企画員（薮内昭孝）

それでは、議案第 12 号について説明申し上げます。

平成 19 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）

平成 19 年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 869 万 2,000 円とする。

平成 20 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入。

2 諸収入、貸付金元利収入、既定額に 51 万円を追加し、862 万 7,000 円と定めております。

歳入合計といたしまして、既定額に 51 万円を追加し、869 万 2,000 円と定めています。

歳出。

公債費、既定額に 51 万円を追加し、528 万 7,000 円と定めています。

歳出合計につきましては、既定額に 51 万円を追加し、869 万 2,000 円と定めています。

３ページの事項別明細書につきましては、お目通し願います。

続きまして、４ページをお願いします。

２ 歳入。

諸収入、宅地取得資金貸付金元利収入、既定額に５１万円を追加し、８６２万６，０００円と定めています。

３ 歳出。

１、公債費、元金、既定額に５０万４，０００円を追加し、４０２万２，０００円、利子、既定額に６，０００円を追加し、１２６万５，０００円、合計としまして既定額に５１万円を追加し、５２８万７，０００円と定めています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池口公二）

住民生活課長、清水君。

○住民生活課長（清水一則）

議案第１３号についてご説明いたします。

平成１９年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第４号）。

平成１９年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９７万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７億１，１９５万９，０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

平成２０年３月５日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第１表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入につきましては、８款繰入金で、既定額に今回９７万７，０００円を追加し、２億２，１７６万８，０００円としております。

歳入合計では、既定額に９７万７，０００円を追加しまして、１７億１，１９５万９，０００円と定めております。

歳出につきましては、１款総務費で、既定額に今回９７万７，０００円を追加しまして６，８５６万２，０００円としております。

歳出合計では、既定額に９７万７，０００円を追加しまして、１７億１，１９５万９，０００円と定めております。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

5 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、8 款の繰入金の 1 目一般会計繰入金で 9 7 万 7 , 0 0 0 円を追加しまして、1 億 2 , 5 3 1 万 1 , 0 0 0 円と定めております。

歳出につきましては、1 款総務費の 1 目一般管理費で 9 7 万 7 , 0 0 0 円を追加しております。これは、後期高齢者医療制度施行に伴う前期高齢者国保加入者の低所得者に対する軽減措置の対応をするための国保システム改修費でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 1 4 号、平成 1 9 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）。

平成 1 9 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 , 5 6 4 万 7 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 2 , 5 7 2 万 6 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 0 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、1 款保険料で、既定額に今回 4 8 0 万円を追加し、1 億 4 , 3 9 5 万 5 , 0 0 0 円としております。

以降につきましては、補正額のみ説明させていただきます。

3 款国庫支出金で 4 0 7 万 9 , 0 0 0 円を追加、4 款支払基金交付金で 6 2 0 万円を追加、5 款県支出金で 2 8 0 万円を追加、7 款繰入金で 7 5 1 万 8 , 0 0 0 円を追加、1 0 款寄付金で今回新たに 2 5 万円を措置しております。

歳入合計では、既定額に 2 , 5 6 4 万 7 , 0 0 0 円を追加しまして、9 億 2 , 5 7 2 万 6 , 0 0 0 円と定めております。

歳出につきましては、1 款総務費で 5 3 9 万 7 , 0 0 0 円を追加、2 款保険給付費で 2 , 0 0 0 万円を追加、5 款地域支援事業費で 2 5 万円を追加。

歳出合計では、既定額に 2 , 5 6 4 万 7 , 0 0 0 円を追加しまして、9 億 2 , 5 7 2 万 6 , 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いいたします。

4 ページ、5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の 1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1 款保険料の 1 目第 1 号被保険者保険料で 4 8 0 万円を追加いたしまして、1 億 4 , 3 9 5 万 5 , 0 0 0 円と定めております。

3 款国庫支出金の 1 目介護給付費負担金で 3 7 0 万円を追加しております。

3 款国庫支出金の 4 目介護保険事業費国庫補助金で、新たにシステム改修費 3 7 万 9 , 0 0 0 円を措置しております。

4 款支払基金交付金の 1 目介護給付費交付金で 6 2 0 万円を追加しております。

5 款県支出金の 1 目介護給付費負担金で 2 8 0 万円を追加しております。

7 款繰入金の 1 目介護給付費繰入金で 2 5 0 万、2 目その他一般会計繰入金で 5 0 1 万 8 , 0 0 0 円の合計 7 5 1 万 8 , 0 0 0 円を追加して、1 億 6 , 3 0 3 万 7 , 0 0 0 円と定めております。

1 0 款寄付金の 1 目地域支援事業寄付金で、新たに 2 5 万円を措置しております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款総務費の 1 目一般管理費で 5 3 9 万 7 , 0 0 0 円を追加しております。これは、後期高齢者医療制度の施行及び介護保険制度改正に伴う高額費の合算など介護システム改修委託料でございます。

2 款保険給付費の 1 目居宅介護サービス給付費で、1 , 4 0 0 万円を追加しております。要介護認定者に係る分で、各サービスの支払いの実績から 4 % の伸びを見込んでおります。

2 目施設介護サービス給付費 6 0 0 万円を追加しております。これにつきましても、支払いの実績から 2 % の伸びを見込んでおります。

5 款地域支援事業費の 3 目介護予防ケアマネジメント町単独事業費で 2 5 万円を追加しております。これは、濱田龍二氏からの寄付金を充当するものでございまして、高齢者の介護予防教室で使用する心拍測定器、体重計を購入するものでございます。てんとうむし教室のほか、平成 2 0 年度からシニアエクササイズを実施する予定でございます。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池口公二）

上下水道課長、和田君。

○上下水道課長（和田幸太郎）

それでは、議案第 1 5 号をご説明申し上げます。

議案第15号、平成19年度上富田町水道事業会計補正予算（第3号）

総則。

第1条、平成19年度上富田町水道事業会計補正予算（第3号）は以下に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成19年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、既定額4億8,066万7,000円、補正額5万4,000円、計4億8,072万1,000円。

第1項営業収益、既定額4億7,615万7,000円、補正額5万4,000円、計4億7,621万1,000円。

第2項、営業外収益、既定額451万円、補正額ゼロ、計451万円。

支出。

第1款水道事業費用、既定額4億8,066万7,000円、補正額5万4,000円、計4億8,072万1,000円。

第1項、営業費用、既定額3億4,954万2,000円、補正額5万4,000円、計3億4,959万6,000円。

第2項、営業外費用、既定額1億3,112万5,000円、補正額ゼロ、計1億3,112万5,000円。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

2ページ目をお願いいたします。

平成19年度上富田町水道事業会計補正予算の実施計画書でございます。収益的収入及び支出。

収入でございます。

水道事業収益、今回、既定額に5万4,000円を追加し、4億8,072万1,000円と定めてございます。

営業収益、給水収益でございますけども、今回、既定額に5万4,000円追加し、給水収益につきましては4億6,831万1,000円と定めてございます。これにつきましては、水道料金の追加補正でございます。

3ページ目をお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用、今回、既定額に5万4,000円を追加し、4億8,072万1,0

00円と定めてございます。

営業費用につきましては、今回、既定額に5万4,000円を追加し、3億4,959万6,000円と定めてございます。

1目の原水及び浄水費ですけれども、今回、既定額に1万8,000円を追加、配水及び給水費につきましては、今回、既定額に9,000円を追加、4の業務費、今回、既定額に2万9,000円を追加、5、総係費につきましては既定額から2,000円を今回減額しております。これらにつきましては、職員7名分の人件費の見直しにより調整してございます。

4ページ、5ページにつきましては、給与費明細書でございます。お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池口公二）

総務政策課長、小倉君。

○総務政策課長（小倉久義）

議案第16号につきまして説明をさせていただきます。

議案第16号、平成19年度西牟婁郡公平委員会補正予算（第1号）。

平成19年度西牟婁郡公平委員会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ136万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず歳入ですが、今回、賦課金について、既定額に6万4,000円を追加し、歳入合計を136万2,000円と定めております。

歳出につきましては、委員会費に既定額に6万4,000円を追加し、歳出総額を136万2,000円と定めております。

次の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

2の歳入ですが、19年4月に当町の職員より不利益処分の審査申し出があり、8回の委員会を開催しました。この審査会に要した経費については、関係する町が負担する

ことになっていることから、今回、賦課金として6万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出につきましては、委員会に審査に要した経費としまして、3人の8回分の費用弁償6万4,000円を計上しております。

ご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（池口公二）

上下水道課長、和田君。

○上下水道課長（和田幸太郎）

それでは、議案第17号をご説明申し上げます。

議案第17号、工事請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成19年12月19日契約に係る平成19年度 公共下水道事業 生馬下水道管（5工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的、平成19年度 公共下水道事業 生馬下水道管（5工区）布設工事（補助）。

2．契約金額、変更前、一金5,029万3,950円、変更後、一金5,986万500円、一金956万6,550円の増。

3．契約の相手方、大阪市福島区福島6丁目2番6号、安藤建設株式会社大阪支店常務執行役員支店長 中垣 潔。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

本案につきましては、現在、本郷地区の熊野水産前国道311号とその周辺町道に汚水管埋設工事を施工中であります。今回、追加工事としまして熊野水産前の国道311号に汚水管埋設工事及び町道から国道への圧送ポンプ設置工事を実施するものであります。

工事概要につきましては、口径200ミリ、硬質塩化ビニール管、延長65メートルを埋設する工事であります。

工法につきましては自然流下方式で、開削工法であります。

また、圧送ポンプ設置工事につきましては、既設マンホールへ2.2キロワットの水の中ポンプ施設一式を設置するものであります。本工事を追加することで、本郷地区の早期供用開始を図るものであります。

次のページに参考資料として仮契約書の写しを添付しておりますので、ご参照をお願い

ます。

仮契約書の最後の条項に、議会の議決を得た後、本契約とするとなっており、何とぞ承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（池口公二）

午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 2 6 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（池口公二）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、浦君。

○総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしくお願いします。

それでは、議案第 1 8 号について説明させていただきます。

平成 2 0 年度上富田町一般会計予算。

平成 2 0 年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 4 億 2 , 7 0 0 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 0 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合に

おける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入につきまして、町税で14億5,303万円と定めております。

地方譲与税で7,800万円、利子割交付金で1,100万円、配当割交付金で1,000万、株式譲渡所得割交付金で700万円、地方消費税交付金で1億2,000万円、ゴルフ場利用税交付金で5,000万円、自動車取得税交付金で3,500万円、地方特例交付金で3,150万円、地方交付税で14億3,000万円、交通安全対策特別交付金で300万円、分担金及び負担金で7,709万4,000円、使用料及び手数料で6,462万7,000円、国庫支出金で3億2,864万7,000円。

次のページをお願いします。

県支出金で2億5,912万4,000円、財産収入で1,277万2,000円、寄付金で60万円、繰入金で4,276万円、繰越金で1,000万円、諸収入で4,504万6,000円、町債で3億5,780万円。

歳入合計で、44億2,700万円と定めております。

次のページをお願いします。

歳出につきまして、議会費では8,149万3,000円と定めております。

総務費では5億8,397万8,000円、民生費では11億9,936万6,000円、衛生費では4億2,126万9,000円、農林水産業費では2億2,188万2,000円、商工費では3,580万5,000円、土木費では3億3,838万5,000円、消防費では1億9,974万6,000円、教育費では5億967万4,000円。

次のページをお願いします。

災害復旧費では6,204万3,000円、公債費では7億7,235万9,000円、予備費では100万円。

歳出合計で、44億2,700万円と定めております。

次に、「第2表 地方債」です。

起債の目的、災害援護資金、限度額を350万円。半島振興道路整備事業、限度額を1,840万円。市ノ瀬橋改良事業、限度額を5,770万円。朝来小学校グラウンド整備事業、限度額を4,500万円。学童保育所建築事業、限度額を3,590万円。現年発生公共土木施設災害復旧事業、限度額を1,730万円。臨時財政対策債、限度額を1億8,000万円。合計で、限度額を3億5,780万円見込んでおります。

起債の方法、利率、償還の方法は、お目通しをお願いします。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書です。この10ページから13ページにつきましては、平成19年度当初予算と比較しております。本年度は、歳入歳出それぞれ1億2,000万円の増額となっております。お目通しをお願いします。

次に、14ページをお願いします。

歳入につきまして説明させていただきます。

町税でございますが、前年度までの決算や決算見込み額を加味いたしまして計上しております。

まず、町民税の個人では、本年度5億500万円を見込んでおります。対前年度費で2,000万円の減となりますが、これは、個人住民税に住宅ローン控除制度が設けられたことにより減額と見込んでおります。

法人は1億5万円で、平成19年度と同額を見込んでおります。

次に、固定資産税につきましては7億円で、500万円の増額を見込んでおります。

固定資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、568万円と見込んでおります。

次に、軽自動車税は4,050万円で、軽四輪の増加等により300万円の増額を見込んでおります。

たばこ税は1億円、入湯税は180万円で、それぞれ平成19年度と同額を見込んでおります。

次のページをお願いします。

地方譲与税の自動車重量譲与税は5,800万円、地方道路譲与税は2,000万円で、平成19年度と同額を見込んでおります。

利子割交付金は1,100万円で、400万円の減額、配当割交付金は1,000万円で、500万円の増額、株式等譲渡所得割交付金は700万円で、400万円の増額と見込んでおります。

次に、地方消費税交付金は1億2,000万円、ゴルフ場利用税交付金は5,000万円、自動車取得税交付金は3,500万円、それぞれ平成19年度と同額を見込んでおります。

次に、地方特例交付金は850万円で、150万円の減額、特別交付金は300万円で、700万円の減額としてございます。

次に、3項の減収補填特例交付金では、平成20年度において住宅借入金等特別控除による個人住民税の減収を補填するため、3項に減収補填特例交付金を新設し、先ほど

の町税の町民税個人で説明いたしました減額分 2,000 万円を見込んでおります。

次のページをお願いします。

地方交付税では 14 億 3,000 万円で、対前年度比 3.6%、5,000 万円の増額としております。

内訳としましては、普通交付税で 12 億 5,000 万円、特別交付税で 1 億 8,000 万円と見込んでおります。これにつきましては、地方と都市との共生の考え方のもと、地方が自主的、主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する地方再生対策費が基準財政需要額に算入されたことによるものでございます。

次に、交通安全対策特別交付金は 300 万円で、平成 19 年度と同額を見込んでおります。

続きまして、分担金及び負担金です。

民生費負担金は 7,693 万円で、保育所運営費の負担金です。

農林業費負担金は 16 万 4,000 円です。

使用料及び手数料の使用料で、民生使用料は 3 万 5,000 円、農林業使用料は 1,000 円、土木使用料は 2,202 万 6,000 円、教育使用料は 1,036 万円で、住宅使用料等についてそれぞれ見込んでおります。

次に手数料では、総務手数料は 583 万 5,000 円、衛生手数料は 2,636 万 6,000 円、農林業手数料は 3,000 円、土木手数料は 1,000 円で、各証明手数料及び可燃・不燃物収集手数料等を見込んでおります。

次のページをお願いします。

国庫支出金につきましては、総務費国庫負担金は地籍調査事業の負担金 1,588 万円です。

民生費国庫負担金は 1 億 2,730 万 7,000 円で、障害者自立支援給付費等の社会福祉費負担金及び児童手当の負担金です。

衛生費国庫負担金は 41 万 9,000 円、農林業費国庫負担金は 130 万 3,000 円と見込んでおります。

次に、総務費国庫補助金は 94 万 5,000 円、民生費国庫補助金は 1,019 万 8,000 円で、隣保館運営費補助金等でございます。

衛生費国庫補助金は、合併処理浄化槽設置費補助金 43 基分、514 万 8,000 円でございます。

農林業費国庫補助金は 1,202 万円で、中山間地域等直接支払事業費補助金 860 万円等でございます。

土木費国庫補助金は 7,447 万円で、市ノ瀬橋改良事業費補助金 7,425 万円等

でございます。

教育費国庫補助金は2,370万6,000円で、朝来小学校グラウンド整備事業費補助金2,000万円、生馬小学校耐震診断事業費補助金173万3,000円等を見込んでおります。

次のページをお願いします。

災害復旧費国庫補助金は3,483万円を見込んでおります。

次に、総務費委託金は13万6,000円、民生費委託金は403万5,000円、農林業費委託金は25万円、土木費委託金は1,800万円で、高速道路用地取得事業委託金等を見込んでございます。

次に、県支出金の総務費県負担金は、地籍調査事業の負担金794万円です。

民生費県負担金は1億4,409万8,000円で、社会福祉費負担金の国民健康保険基盤安定費負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金等、また児童福祉費負担金では児童手当負担金等で4,086万5,000円等を見込んでおります。

衛生費県負担金は、予防接種健康被害救済給付費の負担金190万6,000円等でございます。

次に、総務費県補助金は3万円、民生費県補助金は6,550万7,000円で、社会福祉費補助金の重度心身障害児(者)医療費補助金1,745万5,000円等で2,453万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

児童福祉費補助金は、放課後児童対策事業費補助金2,121万2,000円等で3,505万4,000円です。

次に、衛生費県補助金は651万3,000円で、合併処理浄化槽設置費補助金等でございます。

農林業費県補助金は650万円で、農業費補助金につきましては475万円、林業費補助金につきましては175万円です。

土木費県補助金は891万円、これにつきましては、高速道路関連事業費補助金850万円等でございます。

教育費県補助金122万円で、放課後子ども教室推進事業費補助金等でございます。

次に、総務費委託金は1,605万9,000円、主なものは県民税徴収取り扱い委託金1,500万円等でございます。

土木費委託金は、住生活総合調査委託金2万2,000円でございます。

次に財産収入では、利子及び配当金は11万円で、森林組合出資配当金10万円等でございます。

次のページをお願いします。

財産貸付収入は、普通財産貸付収入 9 0 万円を見込んでおります。

次に、不動産売払収入 1 , 1 7 6 万 2 , 0 0 0 円は、普通財産の売払収入 1 , 0 0 0 万円等を見込んでおります。

次に寄付金で、一般寄付金は 1 0 万円、総務費寄付金につきましては、さわやか上富田まちづくり寄付金として 5 0 万円を見込み、これは、さわやか上富田まちづくり基金への積立金に財源充当してございます。

次に基金繰入金では、さわやか上富田文化と健康づくり基金繰入金は 1 , 0 0 0 万円で、口熊野まちづくり事業費のさわやか上富田協働推進事業補助金へ財源充当してございます。

次に、地域福祉基金繰入金は 2 , 5 0 0 万 1 , 0 0 0 円で、うち 2 , 5 0 0 万円につきましては社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金へ財源充当してございます。

中山間ふるさと・水と土保全基金繰入金 1 , 0 0 0 円、さわやか上富田まちづくり基金繰入金 3 0 万円、これにつきましては、教育費で中学校の図書購入費へ財源充当してございます。

次に、事業所等立地促進基金繰入金につきましては 5 0 0 万円で、これにつきましては、商工費の中に企業誘致に伴う用地取得奨励金へ財源充当してございます。

次の小集落改良住宅基金繰入金については、本年度は繰り入れしてございません。

次に、財産区繰入金でございますが、平成 2 1 年 1 月 1 9 日任期満了となる生馬財産区議会議員一般選挙に係る生馬財産区からの議会議員選挙繰入金 2 4 5 万 8 , 0 0 0 円です。

次に、前年度繰越金は 1 , 0 0 0 万円、諸収入では延滞金 1 0 万円、加算金 1 , 0 0 0 円、町預金利子 1 万円をそれぞれ平成 1 9 年度と同額を見込んでおります。

次に、雑入の県証紙売りさばき代金は 3 5 0 万円を見込んでおります。

次のページをお願いします。

県証紙売りさばき手数料は 7 万 3 , 0 0 0 円、次の日本スポーツ振興センター納付金は 6 5 万 6 , 0 0 0 円、高額療養費立て替え分戻し入れ金は 4 万円、雑入につきましては 4 , 0 6 6 万 6 , 0 0 0 円で、主なものとしましては雑入の下から 3 番目にございます損害賠償額の負担に係る和解金 1 , 0 0 0 万円で、これにつきましては、平成 1 8 年 5 月の有限会社福助堂に係る損害賠償等請求事件についての岡本設計事務所との和解書に基づく求償債務の平成 2 0 年度分について措置して、特別会計砂利採取砕石事業への繰出金の財源としてございます。

次に町債では、民生債 3 5 0 万円、土木債 7 , 6 1 0 万円、臨時財政対策債 1 億 8 ,

000万円、教育債8,090万円、災害復旧債1,730万円、合計で3億5,780万円を見込んでおります。

以上が歳入の内訳でございます。

続きまして、次のページをお願いします。

歳出でございます。

内訳について説明させていただきます。

まず最初に議会費ですが、8,149万3,000円です。

委託料に、昨年度に続きまして、定例会等議事録作成業務委託料124万1,000円等を措置してございます。

次に、総務費の一般管理費では3億2,855万8,000円で、町の全般的な管理運営及び庁舎の維持管理費等を計上してございます。

次のページをお願いします。

主なものを説明させていただきます。

町交際費につきましては、前年度より25万円減額し、100万円としてございます。

需用費の印刷製本費には、町の広報誌印刷製本費としてページ増加分等を見込み、330万円を措置してございます。

また、下の負担金、補助及び交付金では、郡町村会負担金256万8,000円。

次のページをお願いします。

町内会運営補助金650万9,000円、共済組合長期分追加費用負担金及び退手組合特別負担金を措置してございます。

繰出金は、岡本設計事務所よりの求償債務の20年度受け入れ分を特別会計砂利採取碎石事業へ1,000万円措置してございます。

次に、財産管理費は1,515万8,000円で、主なものとしましては、駐車場用地借り上げ料等を措置してございます。

交通安全対策費は2,029万2,000円で、主なものとしましては交通指導員の報酬144万円、そして、負担金、補助及び交付金でチャイルドシート購入費補助金40万円。

次のページをお願いします。

くちくまのコミュニティバス運行経費補助金1,650万円等でございます。

企画費は1,283万5,000円で、主なものとしまして、委託料で町勢要覧作成業務委託料400万円、負担金、補助及び交付金で田辺周辺広域市町村圏組合負担金202万2,000円等でございます。

次の新エネルギー推進費200万円につきましては新規事業でございまして、平成1

９年度で策定しています新エネルギービジョンに基づく推進費として、ソーラー街路灯設置工事請負費１６０万円等を措置してございます。

次に、口熊野町づくり事業費は１，３７６万円で、主なものは、昨年度に引き続きまして負担金、補助及び交付金で、さわやか上富田協働推進事業補助金１，０００万円を措置してございます。

なお、これにつきましては、さわやか上富田文化と健康づくり基金より繰り入れし、財源充当してございます。

次に、人権推進費は８８万５，０００円で、昨年度に引き続きまして人権推進に要する所要額を措置してございます。

次のページをお願いします。

次に、新たに目を設け、男女共同参画社会の推進を図るための所要額を８目に、男女共同参画社会推進費として３０万円を措置してございます。

地籍調査費は５，６９４万６，０００円で、本年度の調査地区は、新規地区としまして大山前、立平、井ノ谷地区及び平成１９年度からの継続地区で汁谷、壺丁田、北ヶ原、鳥淵地区の合計０．８９キロ平方メートルを予定してございます。

次に、税務総務費は５，４２１万１，０００円で、主なものとして負担金、補助及び交付金で和歌山地方税回収機構負担金２３１万５，０００円等を措置してございます。

次に、賦課徴収費は２，５９２万６，０００円で、税の課税と徴収に係る経費についてそれぞれ措置をしてございます。

次のページをお願いします。

次に、総務費の戸籍住民基本台帳費は３，１６８万８，０００円で、主なものとして使用料及び賃借料で住基ネットワークシステム及び戸籍電算化システムの借り上げ料等を措置してございます。

次に、選挙管理委員会費は９５６万６，０００円で、選挙管理委員会委員の報酬等を措置してございます。

次のページをお願いします。

生馬財産区議会議員選挙費につきましては２４５万８，０００円で、平成２１年１月１９日任期満了に伴う選挙費用を措置してございます。

次に、県議会議員選挙費、参議院議員通常選挙費、農業委員会委員選挙費は、本年度はございません。

次に、統計調査総務費は８４８万３，０００円で、人件費等でございます。

指定統計調査費は４９万５，０００円で、工業統計等の調査員報酬でございます。

次に、監査委員費は４１万７，０００円で、監査委員報酬等でございます。

次に、民生費の社会福祉総務費は２億９０１万７，０００円で、次のページをお願いします。

委託料で、指定管理者制度に基づく地域福祉センター管理委託料２５０万円、また負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会が民間で施設を借り受け、介護サービス事業の充実を行うため、地域福祉基金を活用して社会福祉協議会への補助金２，５００万円を措置してございます。

また繰出金で、特別会計介護保険への繰出金１億３，３３８万７，０００円等でございます。

次に、老人福祉費は４，４６８万９，０００円で、主なものとしましては、委託料に緊急通報監視センター委託料３７８万円、負担金、補助及び交付金に紀南地方老人福祉施設組合への負担金、また老人クラブへの補助金、扶助費では敬老年金等を措置してございます。

障害福祉費は１億４，９０９万７，０００円で、次のページをお願いします。委託料で、障害者自立支援法による相談支援事業委託料２９３万８，０００円等でございます。

次に、人工肛門の蓄便袋を洗浄するための対応トイレを文化会館内に設置予定してまいります費用につきまして、工事請負費のオストメイト対応トイレ整備工事請負費及び備品購入費にオストメイト購入費を措置してございます。

次に、負担金、補助及び交付金ですが、心身障害者グループホーム運営事業補助金２００万円、扶助費につきましては知的障害者施設介護給付費等の障害福祉サービス費１億１，３００万円等を措置してございます。

次に、社会・児童福祉医療費は３億６２１万２，０００円で、負担金、補助及び交付金で県後期高齢者医療広域連合への負担金２２３万３，０００円、扶助費では各医療費の所要額６，２５４万円、また繰出金の特別会計の国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療への繰出金としまして、現在見込み得る範囲の中で措置しております。

次のページをお願いします。

大谷総合センター運営費は１，６０９万５，０００円で、センター運営に係る所要額を措置してございます。

次に、民生費の児童福祉総務費は１億４，２３３万９，０００円で、負担金、補助及び交付金に、地域における子育て支援の推進を図るため、子育て支援軽減施策事業費補助金３０万円を措置しています。

また、扶助費で児童手当１億３，４１６万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

保育所運営費につきましては３億１，９８６万７，０００円で、平成２０年度の保育

所運営に係る人件費ほかの所要の経費を措置してございます。

次に、災害救助費は１，２０５万円で、昨年と同額を措置してございます。

次のページをお願いします。

次に、衛生費の保健衛生総務費は８，８０２万４，０００円です。委託料に乳幼児健診委託料、妊産婦検診委託料等、また負担金、補助及び交付金に公立紀南病院組合への負担金及び不妊治療費補助金、妊婦健康診査費補助金等を措置してございます。

予防費につきましては５，６７２万円で、次のページをお願いします。

主なものといたしましては、委託料に各種検診委託料について２，３４２万３，０００円を措置してございます。

次に、環境衛生費は２，２４５万１，０００円で、委託料に水質検査及び斎場事務業務委託料等を措置してございます。

次のページをお願いします。

清掃総務費は２億５，４０７万４，０００円で、主なものとして、ごみ収集と処理に係る委託料及び負担金、補助及び交付金に上大中清掃施設組合、富田川衛生施設組合負担金及び合併処理浄化槽補助金等を措置してございます。

次に、農林水産業費の農業委員会費は１，７９１万９，０００円で、農業委員会委員報酬及び委員会に必要な所要額を措置してございます。

次のページをお願いします。

農業総務費は１億６，８４５万円で、負担金、補助及び交付金に上富田町農業振興協議会補助金５４２万４，０００円、また、特別会計農業集落排水事業への繰出金１億４，１３３万３，０００円を措置してございます。

次に、農業振興費は１，８３９万７，０００円で、次のページをお願いします。

負担金、補助及び交付金に、昨年度に引き続きまして日本一梅産地支援事業費補助金及び中山間地域等直接支払事業交付金を措置してございます。

畜産振興費は、５万４，０００円です。

次に、林業総務費は１，７０６万２，０００円で、主なものとしましては負担金、補助及び交付金に森林整備地域活動支援交付金６８０万円等で、林業振興に要する経費を措置してございます。

次に、商工総務費は３，５８０万５，０００円で、次のページをお願いします。

主なものとして、負担金、補助及び交付金に商工会補助金３３０万円、及び２月より操業していますＮＴＮの企業誘致に伴い用地取得奨励金２，６７５万円を措置してございます。なお、この財源としましては事業所等立地促進基金より５００万円を繰り入れし、財源充当してございます。

次に、土木総務費は2,630万7,000円、主なものとしましては、委託料に今年度も木造住宅耐震診断委託料、負担金、補助及び交付金に木造住宅耐震改修費補助金等を措置してございます。

次に、道路橋梁総務費は683万7,000円で、県営事業負担金等を措置してございます。

次のページをお願いします。

道路橋梁維持費は430万円で、交通安全施設整備工事請負費ほかでございます。

市ノ瀬橋改良事業費は1億3,848万5,000円で、本年度は取り合わせ及び旧橋の取り壊しを予定してございます。

高速道路推進費は5,773万9,000円で、主なものとしましては、高速道路の推進に当たり出向する3名の人件費及び用地事務の負担金ほかの諸経費を処置するとともに、工事請負費に荒堀排水路に係る工事請負費を措置してございます。

次に、河川総務費は328万5,000円で、次のページをお願いします。河川改良費は45万円です。これらにつきましては、河川管理の経費を措置してございます。

次に、都市計画費は1億31万8,000円で、特別会計公共下水道事業への繰出金等を措置してございます。

住宅管理費は66万4,000円で、維持管理経費を措置しています。

次に、消防費の常備消防費は1億7,740万9,000円で、消防事務業務委託料等を措置してございます。

非常備消防費は2,205万7,000円で、消防団員の報酬及び次のページをお願いします。備品購入費に防災用備蓄備品購入費100万円及び負担金、補助及び交付金に自主防災組織育成事業補助金100万円等を措置してございます。

水防費は28万円です。

続きまして、教育費の教育委員会費は218万7,000円で、教育委員会委員の報酬等を措置してございます。

事務局費は5,594万9,000円で、次のページをお願いします。事務局に要する経費、人件費、各種負担金で、主なものとしては不登校児童の対策としまして適応指導教室の臨時傭人料、また、備品購入費として適応指導教室用備品購入費と運営費で450万円措置しております。

また、負担金、補助及び交付金につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金750万円及びスポーツ等を通じた地域交流を図るため、地域交流事業費補助金50万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

小学校費の学校管理費は５，６４９万３，０００円で、小学校５校分の維持管理や運営経費を措置してございます。

次に、教育振興費は８５８万円で、委託料に各種検診委託料及び扶助費に要保護及び準要保護児童援助費等を措置してございます。

次に、朝来小学校建築事業費は７，００７万円で、平成１８年度で校舎が完成し、平成１９年度で体育館の完成、本年度は朝来小学校グラウンドの整備工事請負費７，０００万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

次に、生馬小学校整備事業費は、委託料に校舎及び屋内運動場の耐震診断業務委託料及び農業集落排水管への接続工事請負費を措置してございまして、２，０００万円となっております。

次に、中学校費の学校管理費は１，９２８万円で、中学校の維持管理や運営経費で、備品購入費にさわやか上富田まちづくり寄付金による基金から３０万円を繰り入れし、生徒用図書購入費を措置してございます。

次に、教育振興費は２，４５８万７，０００円です。

委託料に各種検診委託料及びオーストラリアへの海外研修業務委託料９２０万円。

次のページをお願いします。

負担金、補助及び交付金に生徒クラブ活動振興補助金１６１万円、英語指導助手設置事業費補助金５５０万円等を措置してございます。

次に、社会教育総務費は６９５万円で、委員報酬、人件費ほか社会教育推進のための所要額を措置してございます。

次に、生涯学習事業費は８１３万７，０００円で、生涯学習指導員報酬及び次のページをお願いします。

負担金、補助及び交付金に上富田文化協会活動補助金８０万円等を措置し、生涯学習の推進を図ることとしてございます。

次に、公民館運営費は２，４９２万６，０００円で、各公民館の運営経費及び活動補助金等を措置してございます。

次に、人権教育推進費は３４１万１，０００円で、次のページをお願いします。

人権教育を推進するための所要額及び負担金、補助及び交付金に進学奨励費補助金等を措置してございます。

次に、青少年対策費は６２６万４，０００円で、負担金、補助及び交付金に青少年補導センター負担金３１７万１，０００円等を措置してございます。

次に、児童館運営費は１，６０８万円で、各児童館の経費等を措置してございます。

次のページをお願いします。

放課後児童対策費は 8,031 万 7,000 円で、あすなろ及びなごみの学童保育のための業務委託料及びあすなろ学童保育所の建築経費を措置してございます。

次に、図書館運営費は 744 万 8,000 円で、図書購入費ほかの所要額を措置してございます。

次に、文化会館運営費は 3,912 万 3,000 円で、次のページをお願いします。

文化会館の運営に必要な維持管理費及び委託料に自主事業委託料 500 万円等を措置してございます。

次に、保健体育総務費は 2,280 万円で、次のページをお願いします。

負担金、補助及び交付金に体育協会、紀州口熊野マラソン実行委員会、ジュニア駅伝大会等への補助金等を措置してございます。

体育施設管理費は 3,707 万 2,000 円で、スポーツセンターほか体育施設に係る経費で、委託料にスポーツセンター管理業務委託料、野球場、球技場、多目的広場芝生管理委託料、また、使用料及び賃借料にスポーツセンターの土地借り上げ料 380 万円、備品購入費には朝来小学校の体育館へ 1 台、スポーツセンターへ 2 台の A E D 購入費を措置してございます。

次に、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で、単独災害復旧事業費には 50 万円を、これにつきましては、災害の応急復旧に備え、措置してございます。

次に、現年発生公共土木施設災害復旧費は 6,032 万 3,000 円で、町道射矢ノ谷線ほかの工事請負費等を措置しています。

次のページをお願いします。

農林水産施設災害復旧費は、単独災害復旧費は 50 万円を、これにつきましても災害の応急復旧に備え、措置してございます。

次に、岩田地内地すべり対策費は 72 万円で、避難されております 2 軒分に対する家賃の補助金を措置しています。

次に公債費は、元金で長期債償還金 6 億 2,740 万 6,000 円を、利子では長期債償還利子 1 億 4,370 万 3,000 円、一時借入金利子 125 万円を措置してございます。

予備費は 100 万円としています。

次に、給与費明細書です。この 89 ページから 93 ページにつきましては、特別職で町長等の 2 名、議員さん 12 名、次のページをお願いします。一般職では職員 104 名分等についての明細でございます。お目通しをお願いします。

次に、94 ページをお願いします。

これにつきましては、債務負担行為に関する調書です。平成１９年度末及び平成２０年度の状況です。お目通しをお願いします。

次に、地方債の現在高の見込みに関する調書です。一番下の左ですけれども、６５億５２８万３，０００円につきましては平成１８年度末で、次の平成１９年度末では６５億３，５５３万６，０００円の見込みでございます。

次に、２０年度の予定ですが、起債の見込み額は３億５，７８０万円で、元金の償還見込みにつきましては６億２，７４０万６，０００円、右端の平成２０年度末が６２億６，５９３万円の見込みでございます。

以上が、平成２０年度の歳入を基本とした予算内訳でございます。厳しい予算編成となっておりますが、ご承認くださいますようよろしくお願いします。

○議長（池口公二）

住民生活課長、清水君。

○住民生活課長（清水一則）

よろしくお願いいたします。

私の方からは、議案第１９号から議案第２２号までご説明申し上げます。

議案第１９号、平成２０年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成２０年度上富田町の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第１条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１８億３，１９５万１，０００円と定める。

２、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は２億円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給与、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成２０年３月５日提出、上富田町長小出隆道。

なお、平成 20 年度の国民健康保険の加入世帯は 2,950 世帯と、被保険者は 5,730 名と見込んでおります。

また今回、老人保健医療費拠出金にかわりまして後期高齢者医療費支援金として国保税がこれまでの医療分、介護分にプラスして課税することになりますので、よろしくお願い致します。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。

歳入につきましては、1 款国民健康保険税で 4 億 7,966 万 5,000 円と定めております。2 款使用料及び手数料で 1 万 1,000 円、3 款国庫支出金で 4 億 8,733 万 1,000 円、4 款療養給付費交付金で 2 億 7,003 万円、5 款前期高齢者交付金で 5,076 万 6,000 円、6 款県支出金で 9,922 万円、7 款共同事業交付金で 2 億 4,998 万 8,000 円、8 款財産収入で 1,000 円、9 款繰入金で 1 億 9,486 万 4,000 円、10 款繰越金で 1 万円、11 款諸収入で 6 万 5,000 円。

歳入合計では、18 億 3,195 万 1,000 円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款総務費で 6,218 万 6,000 円と定めております。2 款保険給付費で 11 億 1,432 万 6,000 円、3 款後期高齢者支援金等で 2 億 1,919 万円、4 款前期高齢者納付金等で 54 万 2,000 円、5 款老人保健拠出金で 5,040 万円、6 款介護納付金で 1 億 1,250 万円、7 款共同事業拠出金で 2 億 4,998 万 9,000 円、8 款保健事業費で 1,821 万 7,000 円、9 款基金積立金で 1,000 円、10 款公債費で 150 万円、11 款諸支出金で 210 万円、12 款予備費で 100 万円。

歳出合計では、18 億 3,195 万 1,000 円と定めております。

次のページをお願いいたします。

6 ページ、7 ページの歳入歳出予算事項別明細書は、平成 19 年度当初予算と比較してございます。後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、本年度は国民健康保険税で 5,096 万 3,000 円の減額としております。お目通しのほどお願い申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1 款の国民健康保険税で、一般被保険者と退職被保険者で 4 億 7,966 万 5,000 円と定めております。新たにそれぞれ後期高齢者支援金分を計上しております。

2 款の使用料及び手数料で、前年度と同額計上しております。

次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金で、保険者負担分の 3 4 % と、新たに特定健診が保険者に義務づけられたため、特定健康診査等負担金を含め 3 億 8 , 7 9 4 万 8 , 0 0 0 円と定めております。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金の財政調整交付金で 9 , 9 3 8 万 3 , 0 0 0 円と定めております。これは、保険者負担分の 9 % を見込んでおります。

4 款療養給付費交付金で 2 億 7 , 0 0 3 万円としております。これは、支払基金から交付されるものでございます。

5 款前期高齢者交付金を新たに設けまして、5 , 0 7 6 万 6 , 0 0 0 円と定めております。後期高齢者医療制度の施行に伴いまして支払基金から交付されるものでございまして、前期高齢者の加入率が高いほど多く交付されます。全国平均の加入率は 1 1 %、当町では 2 1 % と見込んでおります。

6 款県支出金、1 項県負担金で、普通調整交付金の保険者負担分の 7 % と、新たに特定健康診査等負担金を含め 9 , 7 4 2 万円と定めております。

2 項県補助金の財政対策補助金で 1 8 0 万円と定めております。これは、国の補助金のカットされる 2 分の 1 を見込んでおります。

7 款共同事業交付金で 2 億 4 , 9 9 8 万 8 , 0 0 0 円と定めております。これは、3 0 万円及び 8 0 万円を超える医療費に対して、国保連合会から交付されるものでございます。

8 款財産収入で、前年度と同額計上しております。

次のページをお願いいたします。

繰入金の 1 目一般会計繰入金で、国民健康保険基盤安定繰入金等 1 億 4 , 8 2 6 万 4 , 0 0 0 円と定めております。

2 項基金繰入金の 1 目国民健康保険基金繰入金で 4 , 6 6 0 万円としております。これにより、今回、基金の残高はゼロとなります。

1 0 款繰越金で、前年度と同額を計上しております。

1 1 款の諸収入の町預金利子、雑入等、前年度と同額計上しております。

1 4 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1 款総務費の 1 目一般管理費で 3 , 6 1 3 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。主に所要の経費でございますが、医療制度改正に伴う国保システム改修業務委託料で 9 6 2 万 9 , 0 0 0 円、これは、後期高齢者医療制度の施行に伴う医療分、介護分、支援金等の報告書を調整交付金関連等の対応に対するシステム改修でございます。

2 目の連合会負担金及び 2 項徴税費、3 項運営協議会費につきましては、それぞれ所

要の経費を計上しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費の 1 目一般被保険者療養給付費で 7 億 2 , 0 0 0 万円。
次のページをお願いいたします。

2 目、退職被保険者等療養給付費で 2 億 6 , 4 0 0 万円等 1 0 億 4 2 0 万 6 , 0 0 0
円を計上しております。これは、医療費等 1 6 % の伸びを見込んでおります。

2 項高額療養費で 9 , 0 6 0 万円としております。

3 項移送費で前年度と同額を計上しております。

4 項出産育児諸費で 1 , 6 8 0 万円を計上しております。

5 項葬祭諸費で 2 7 0 万円としております。

3 款後期高齢者支援金等で 2 億 1 , 9 1 5 万円を計上しております。これは、老人保健医療費拠出金にかわるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 款前期高齢者納付金等で 5 1 万円を計上しております。これは、支払基金に拠出する再保険の納付金でございます。

5 款老人保健拠出金で 5 , 0 4 0 万円としております。後期高齢者医療制度の施行に伴い 2 億 2 , 5 0 0 万円の減としております。これは、3 月診療分と平成 1 8 年度の精算分を計上しております。

6 款介護納付金で 1 億 1 , 2 5 0 万円を計上しております。これは、4 0 歳から 6 4 歳までの介護分でございます。

7 款共同事業拠出金で 2 億 4 , 9 9 9 万 8 , 9 0 0 円としております。これは、県内市町村の財政安定化を図るため、一般被保険者の 3 0 万円及び 8 0 万円を超える医療費につきまして国保連合会に拠出するものでございます。

8 款保健事業費の 1 項特定健康診査等事業費で 8 7 2 万 1 , 0 0 0 円を計上しております。これは、平成 2 0 年度から始まります特定健診委託料等でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項保健事業費の 1 目保健衛生普及費で 9 4 9 万 6 , 0 0 0 円を計上しております。これにつきましては、人間ドック委託料及び 3 9 歳までの方の総合健診補助金等を見込んでおります。

9 款基金積立金で 1 , 0 0 0 円、1 0 款公債費で一時借入金利子 1 5 0 万円を計上しております。

1 1 款諸支出金、1 2 款予備費で、前年度と同額を計上しております。

2 2 ページからの給与明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第20号、平成20年度上富田町特別会計老人保健予算。

平成20年度上富田町の特別会計老人保健の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,063万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

なお、この会計につきましては、後期高齢者医療制度が4月から施行されることにより、3月診療分の予算を計上しておりますが、診療請求の有効期間が2年間となっており、また、高額、過誤請求等の関係上、今後、平成22年度まで予算額は減少しますが、予算計上することになります。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入につきましては、1款支払基金交付金で4,530万9,000円と定めております。

2款国庫支出金で2,995万3,000円、3款県支出金で748万8,000円、4款繰入金で787万3,000円、5款諸収入で1万1,000円。

歳入合計では、9,063万4,000円と定めております。

歳出につきましては、1款総務費で34万1,000円、2款医療諸費で9,027万8,000円、3款公債費で1万5,000円。

歳出合計では、9,063万4,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書は、平成19年度当初予算と比較してございます。後期高齢者医療制度の施行に伴い、本年度は歳入歳出それぞれ6億4,773万1,000円の減額を行っております。お目通しのほどお願い申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款支払基金交付金の1目医療費交付金で4,493万1,000円、2目審査支払い手数料交付金で37万8,000円と定めております。

2款国庫支出金の1目医療費負担金で2,995万3,000円と定めております。

3款県支出金の1目医療費負担金で748万8,000円、4款繰入金の1目一般会

計繰入金で787万3,000円と定めております。

5款諸収入の1目町預金利子で1,000円、2項第三者納付金で1万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費の1目一般管理費で所要の経費34万1,000円を計上しております。

2款医療諸費の1目医療給付費で8,802万2,000円、2目医療費支給費で184万1,000円、3目審査支払い手数料で41万5,000円を計上しております。

3款公債費で一時借入金の利子1万5,000円を計上しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第21号です。

今回、後期高齢者医療制度が4月から施行されることに伴いまして、新たに特別会計後期高齢者医療予算を創設いたしました。主な内容は、総務管理費、徴収費の事務費と後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

それでは、ご説明いたします。

議案第21号、平成20年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成20年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,023万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

なお、本年1月末の老人保健加入者は1,632名となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算です。

歳入につきましては、1款保険料で5,700万円と定めております。

3款繰入金で8,323万6,000円と定めております。

4款諸収入で2,000円。

歳入合計では、1億4,023万8,000円と定めております。

歳出につきましては、１款総務費で１０５万円と定めております。

２款後期高齢者医療広域連合納付金で１億３，９００万円と定めております。

３款公債費で１８万８，０００円。

歳出合計では、１億４，０２３万８，０００円と定めております。

次のページをお願いいたします。

４ページ、５ページの歳入歳出予算事項別明細書の１、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

６ページをお願いいたします。

歳入につきましては、１款保険料の１目後期高齢者保険料で５，７００万円と定めております。これにつきましては、後期高齢者の財源内訳として、保険料負担が１割となっております。県の広域連合の保険料総額に対して、加入人口、所得等により試算された金額を負担することになります。そのうち８０％を特別徴収と見込んでおります。普通徴収は２０％と見込んでおります。

３款繰入金の１目一般会計繰入金で８，３２３万６，０００円と定めております。内訳として、広域連合で試算されました広域連合の事務費繰入金として５００万円、保険料軽減分としまして保険基盤安定繰入金で２，０００万円、療養給付費繰入金で５，７００万円、その他一般会計繰入金で１２３万６，０００円を計上しております。

４款諸収入の過料、町預金利子につきましては、それぞれ１，０００円と定めております。

歳出につきましては、１款総務費の１目一般管理費で所要の経費５３万８，０００円を計上しております。これは、申請書、保険証等に関する経費でございます。

１目の徴収費につきましても、所要の経費５１万２，０００円を計上しております。これは、納付書等徴収関係の経費となっております。

２款後期高齢者医療広域連合納付金としまして１億３，９００万円を計上しております。これは、歳入で見込んでおります保険料等を広域連合に納付するものでございます。

次のページをお願いいたします。

３款公債費で一時借入金利子１８万８，０００円を計上しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（池口公二）

２時４５分まで休憩いたします。

休憩 午後２時２８分

再開 午後 2 時 4 5 分

○議長（池口公二）

再開いたします。

引き続き提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、清水君。

○住民生活課長（清水一則）

議案第 22 号についてご説明いたします。

平成 20 年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成 20 年度上富田町の特別会計介護保険予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7 億 5 8 5 万 9 , 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（ 1 ）各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（ 2 ）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款項内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 20 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

なお、本年 1 月末の 65 歳以上の方は 3 , 0 6 4 人でございまして、昨年同期から比べますと 70 名の増となっております。高齢化率は 20 . 2 % で、昨年より 0 . 9 % の増となっております。

次のページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算」です。

歳入につきましては、1 款保険料で 1 億 2 , 4 0 4 万 9 , 0 0 0 円と定めております。

2 款使用料及び手数料で 1 , 0 0 0 円、3 款国庫支出金で 1 億 5 , 0 7 0 万 4 , 0 0

0円、4款支払基金交付金で1億9,720万2,000円、5款県支出金で9,539万2,000円、6款財産収入で1万5,000円、7款繰入金で1億3,338万7,000円、8款繰越金で1万円、9款諸収入で509万9,000円。

歳入合計では、7億585万9,000円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費で4,040万2,000円と定めております。

2款保険給付費で6億3,102万円、3款財政安定化基金拠出金で82万2,000円、4款公債費で150万円、5款地域支援事業費で3,211万5,000円。

歳出合計では、7億585万9,000円と定めております。

次のページをお願いします。

6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書の1、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款保険料の1目第1号被保険者保険料で1億2,404万9,000円と定めております。これは、給付費総額の19%を見込んでおります。

2款使用料及び手数料の1目督促手数料で1,000円、3款国庫支出金、1項国庫負担金の1目介護給付費負担金で1億1,284万4,000円、これは、総額の20%を見込んでおります。

2項国庫補助金の1目調整交付金で3,155万1,000円、これは、5%を見込んでおります。

2目介護予防事業交付金で127万9,000円、3目包括的支援・任意事業交付金で503万円と定めております。

4款支払基金交付金の1目介護給付費交付金で1億9,561万6,000円、これは31%を見込んでおります。

2目地域支援事業支援交付金で158万6,000円と定めております。

5款県支出金、1項県負担金の1目介護給付費負担金で9,223万8,000円、これは、14.6%を見込んでおります。

2項県補助金の1目介護予防事業交付金で63万9,000円、2目包括的支援・任意事業交付金で251万5,000円と定めております。

6款財産収入の1目利子及び配当金で1万5,000円、7款繰入金、1項一般会計繰入金の1目介護給付費繰入金で7,887万8,000円、これは、12.5%を見込んでおります。

2目その他一般会計繰入金等5,450万9,000円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

8 款繰越金で 1 万円、9 款諸収入、1 項町預金利子で 1,000 円、2 項雑入の 3 目新予防給付サービス計画費収入で 509 万 6,000 円、これは、要支援 1、2 のケアプラン作成料でございます。

歳出につきましては、1 款総務費の 1 目一般管理費で 3,652 万 8,000 円を計上しております。主に所要の経費でございますが、新たなものとしましては、平成 21 年度からの介護保険料の見直しに伴い、委託料として第 4 期介護保険事業計画等策定事業委託料 200 万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2 項の徴収費で 69 万 7,000 円、3 項の介護認定調査費で 317 万 7,000 円としており、事務費等の必要経費を計上しております。

2 款保険給付費の 1 項介護サービス等諸費につきましては、介護認定要介護 1 から 5 の方が各サービスを利用した場合に給付するものでございまして、合計で 5 億 2,260 万円を計上しております。

なお、1 月末の要介護認定者は 403 名で、うち施設入所者は 101 名となっております。

次のページをお願いいたします。

2 項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援 1 の方が各サービスを利用した場合に給付するものでございまして、合計で 4,440 万円を計上しております。

なお、1 月末の要支援の認定者は 132 名となっております。

3 項その他諸費の 1 目審査手数料で 132 万円を計上しております。

4 項高額介護サービス等諸費で、要支援、要介護認定者の各サービスの 1 割の利用負担額が上限を超えたときに払い戻す給付費で 1,900 万円を計上しております。

5 項の特定入所者介護サービス等費で、低所得者の方に対して居住費、食費の補足給付費で 4,370 万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

3 款財政安定化基金拠出金で 82 万 2,000 円を計上しております。

4 款公債費で一時借入金利子 150 万円を計上しております。

5 款地域支援事業費につきましては、包括支援センターの運営経費でございます。

1 項介護予防事業費で 511 万 7,000 円を計上しております。特定高齢者施策や一般高齢者施策事業を実施するもので、今年度はてんとうむし教室に加え、少しハードなシニアエクササイズの実施を平成 20 年度から予定しており、備品としてステップ台、マットを購入するものでございます。

2 項包括的支援事業・任意事業につきましては、1 目総務管理費で 2 2 9 万 6 , 0 0 0 円を計上しております。主なものとして、ケアプラン作成業務委託料でございます。愛の園、社協に 3 6 名分を予定しております。

2 目介護予防ケアマネジメント町単独事業費で 1 , 2 2 7 万 9 , 0 0 0 円を計上しております。保健指導の人件費と社協で行っておりますミニデイ等の委託料でございます。次のページをお願いいたします。

3 目総合相談・権利擁護事業で 5 1 3 万 9 , 0 0 0 円を計上しております。

4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で 5 2 2 万円を計上しております。主任ケアマネジャーを社協により派遣していただいております経費が主なものでございます。

5 目任意事業費で 2 0 6 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。これらにつきましては、家族介護の支援費用でございます。

2 0 ページからの給与明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（池口公二）

産業建設課企画員、脇田君。

○産業建設課企画員（脇田英男）

よろしくお願いいたします。

私の方から、議案第 2 3 号と 2 4 号についてご説明させていただきます。

まず、2 3 号からよろしくお願いいたします。

平成 2 0 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業予算。

平成 2 0 年度上富田町の特別会計町営砂利採取砕石事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 , 8 8 0 万 2 , 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 , 0 0 0 万円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年3月5日提出、上富田町長小出隆道。

2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

歳入。

1款砂利事業収入、予算額401万円、2款財産収入1,000円、3款繰入金2,470万2,000円、4款繰越金1万円、5款諸収入7万9,000円、歳入合計、予算額2,880万2,000円と定めています。

3ページをお願いいたします。

歳出。

1款公営企業費、予算額2,877万7,000円、2款公債費2万5,000円。

歳出合計、予算額2,880万2,000円と定めています。

4ページ、5ページをおめくりください。

歳入歳出予算事項別明細書につきましては、4ページ、5ページをお目通しください。

6ページをお願いいたします。

歳入。

1款砂利事業収入、1目砂利販売収入、予算額401万と定めています。これにつきましては、富田川で今年度、河川清掃の目的で3,000立米の砂利採取を計画してございます。

2款財産収入、1目利子及び配当金1,000円と定めています。

3款繰入金、1目砂利企業基金繰入金1,470万2,000円と定めています。

3款、1目一般会計繰入金1,000万円と定めています。これにつきましては、損害賠償額の負担に係る一般会計からの繰入金1,000万円でございます。

4款繰越金、1目繰越金、予算額1万円、5款諸収入、1目町預金利子1,000円、5款諸収入、1目雑入7万8,000円と定めてございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款公営企業費、1目砂利総務費1,485万8,000円、これにつきましては、職員2名分の給料から手当等を措置しています。

2目砂利事業費、予算額1,391万9,000円につきましては、先ほどの富田川内での河川清掃の諸費用並びに砂利企業基金積立金1,000万円等でございます。

計2,877万7,000円と定めています。

2 款公債費、1 目利子 2 万 5 , 0 0 0 円と定めてございます。

1 0 ページから 1 3 ページの給与費明細書等につきましては、お目通しください。

以上のご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 2 4 号についてご説明させていただきます。

平成 2 0 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成 2 0 年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 , 6 3 1 万 6 , 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 8 , 0 0 0 万円と定める。

歳出予算の流用。

地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 0 年 3 月 5 日提出、上富田町長小出隆道。

2 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。

歳入。

第 1 款諸収入、予算額 8 , 6 3 1 万 6 , 0 0 0 円。歳入合計 8 , 6 3 1 万 6 , 0 0 0 円と定めています。

3 ページをお願いいたします。

歳出。

1 款宅地造成費、予算額 8 , 5 5 6 万 6 , 0 0 0 円。

2 款公債費 7 5 万円。

歳出合計、予算額 8 , 6 3 1 万 6 , 0 0 0 円と定めています。

4 ページ、5 ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書をお目通しください。

6 ページをお願いいたします。

歳入。

1 款諸収入、1 目宅地造成事業収入、予算額 5 , 5 5 1 万 5 , 0 0 0 円、これにつき

ましては、一般保有土地の売却を予定してございます。

2目町預金利子1,000円、3目雑入3,080万円、これにつきましては、土地の貸付収入でございます。

計、予算額8,631万6,000円と定めてございます。

7ページをお願いいたします。

歳出。

1款宅地造成費、1目宅地造成事業費、予算額5,012万円、これにつきましては、企業団地内における公共事業先行取得の用地代金4,000万円を処置してございます。

2目大内谷残土処理場事業費、予算額3,544万6,000円の主なものにつきましては、工事請負費2,536万円を措置してございます。

計、予算額8,556万6,000円と定めております。

8ページをお願いいたします。

2款公債費、1目利子、予算額75万円と定めてございます。

9ページから12ページにつきまして、給与費明細書等につきましてはお目通しください。

以上、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

延 会

○議長（池口公二）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（池口公二）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

なお、次回は明日3月6日となっておりますが、明日の会議時間については午前10時30分となっておりますので、お間違いのなきようご参集をお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

延会 午後3時06分